

創業者から届いたQ&A集

福永会計事務所

御 案 内

設 立 前 編

- Q1 税務面から判断して、法人成りと新規設立？どちらが有利ですか？
..... P4
- Q2 同僚との設立の場合の注意点は？
..... P4
- Q3 設立時期によって税金が変わるのですか？
..... P5
- Q4 現物出資のメリット・デメリットは？
..... P5
- Q5 個人経営時代の確定申告はどうしたらいいですか？
..... P6
- Q6 消費税が還付されると聞きましたが、どんな手続きが必要ですか？
..... P6
- ◎ これから『会社を成功させよう』と頑張っている方限定特典！！
..... P7

設 立 後 編

- Q1 会社設立後、最初にする事は何ですか？
..... P9
- Q2 設立後から1年間の納税スケジュールで、代表的なものは何がありますか？
..... P10
- Q3 会社設立後、顧問税理士は必要ですか？(1)
..... P11
- Q4 会社設立後、顧問税理士は必要ですか？(2)
..... P12

付 属

- ◎ 問合せフォーム
..... P14

設立前編

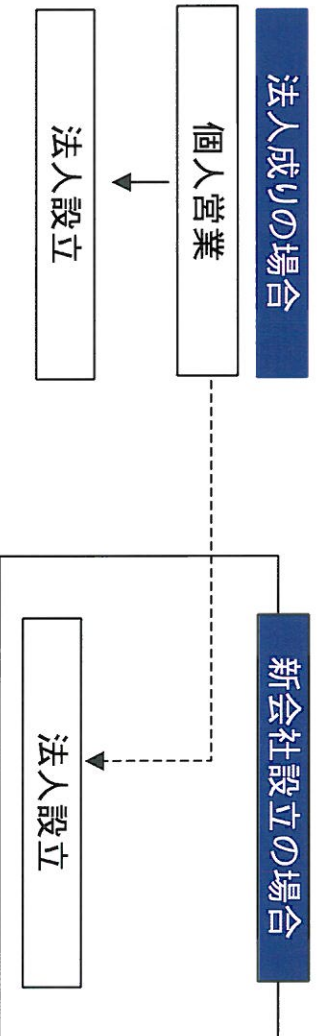
Q1 税務面から判断して、法人成りと新規設立？どちらが有利ですか？

質問 詳細

現在個人自営で事業を行っており、株式会社を設立しようと考えています。その際、個人自営と関係なく仕事を開始する方法と法人成りという方法があることを知りました。その2つの違いは何なのでしょうか？また、どちらが有利なのでしょうか？

A

どちらが有利とは言えません。個人時代の業を引継ぐ場合は法人なり、棚卸・償却資産・事業借入金等を引継ぐ(時価譲渡)ことが出来ます。車両であれば任意保険の引継ぎも可能(等級継承)です。会社の業と全く違うことをしていた場合は、新規設立となる。



Key Point Check

法人設立する事には変わりなく、特別な有利不利はありません

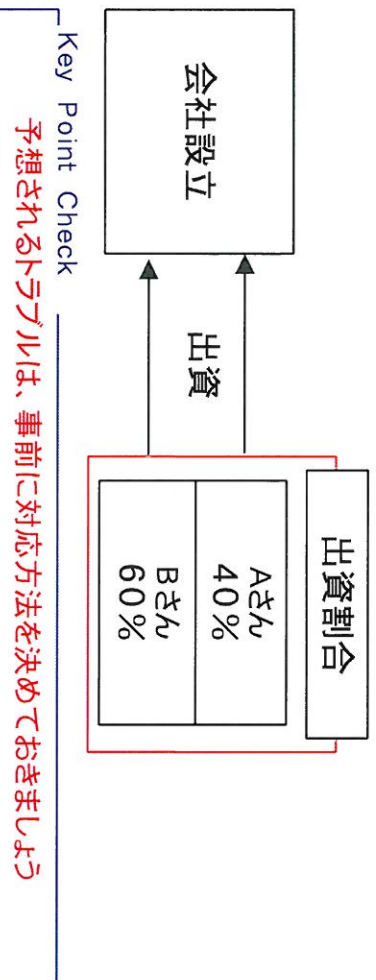
Q2 同僚との設立の場合の注意点は？

質問 詳細

現在サラリーマンをしておりますが、会社の同僚と共に法人を設立し、現在の勤め先と仕事の契約をしようと考えています。その方が節税になると聞いたのですが本当でしょうか？また、その際の留意点等ありますか？

A

節税になるとは考えにくいです。このケースの場合、設立をする場合は株式の持ち株割合と、分裂のことも考え検討しておく事がキーポイントになります。収入額等によっては、コストが高くなる可能性があります。知合い同士の設立は設立後に問題が発生する事が多いので、想定できる範囲のリスクは対応方法を検討しておくといいいでしょう。



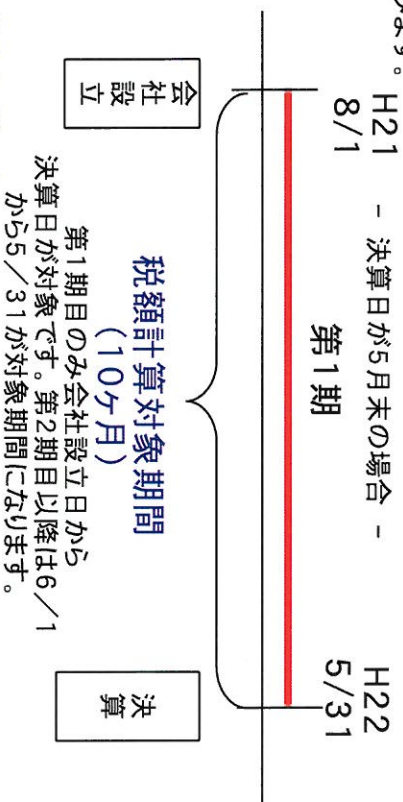
Q3 設立時期によって税金が変わるのですか？

質問 詳細

現在サラリーマンをしており、株式会社の設立を考えています。大まかな概要は決まっていますが、会社を設立するタイミングによって支払う税金の額が変わるのかどうか分からなくて迷っています。6月の設立、12月の設立、3月の設立など設立の時期によって税金の額は変わるのでしょうか？

A

設立時期により税金額が変わるということはありません。設立時より決算期（※日）の時期により多少事務量が変わるかもしれませんが。例えば欄卸の少ない時期ですと数量を確認するのが少なくて済みます。



Key Point Check

特に設立日によって計算が変わることはありません

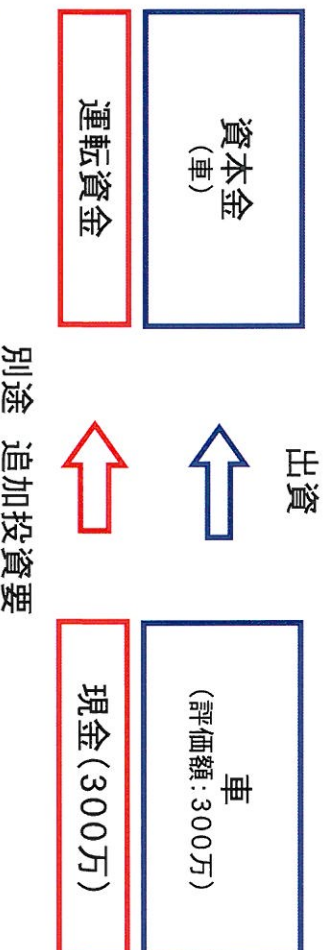
Q4 現物出資のメリット・デメリットは？

質問 詳細

現物出資で会社を設立した場合、何かデメリットはあるのでしょうか？（評価額が正当な場合）
（例 300万円で買った新車を一切使っていない状態で300万相当として現物出資した場合）

A

資本金300万円の現金が必要ないと言う面では、メリットがあると思います。デメリットでは、会社の運営資金確保のための資金調達が必要となります。なお、法人に現物出資した場合、資産の譲渡となり所得税の課税対象にもなることがあります。又、現物出資が500万円超の場合には、「現物出資証明」が必要となりますし、不動産を現物出資する場合には鑑定評価が必要となります。



Key Point Check

資本金としては問題ないが、運転資金が別途必要です

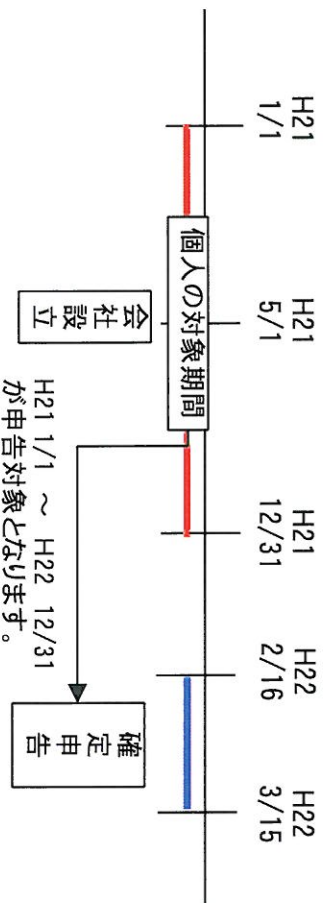
Q5 個人経営時代の確定申告はどうしたらいいですか？

質問

今まで個人自営で行ってききましたが、近々株式会社を設立する予定です。法人で事業を行った場合、個人の時の確定申告はどうなるのでしょうか？次の申告時期までそのままでもいいのでしょうか？

A

申告時期までそのままが良いです。例えば21年5月1日に会社設立した場合、22年の2月16日から3月15日までに申告が必要です。つまり、個人の営業期間が会社設立をした年に1日でもあれば基本的に翌年2月16日から3月15日までに申告が必要です。



Key Point Check

平成21年度分の確定申告が必要です

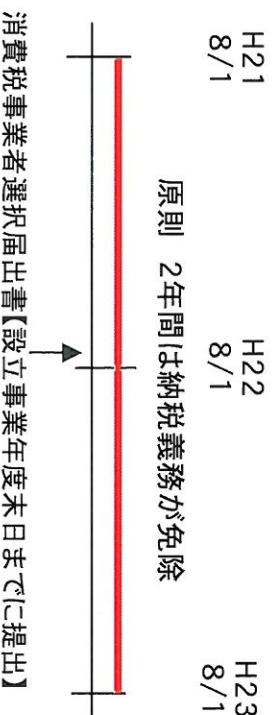
Q6 消費税が還付されると聞きましたが、どんな手続きが必要ですか？

質問
詳細

消費税の還付という制度を知りました。支払った消費税の額の方が受け取った消費税の額より多ければ還付を受けられることですが、具体的にはどのような手続きが必要なのでしょう？事前の手続きや業種の制限等何か条件はあるのでしょうか？資本金100万円で株式会社設立を考えています。

A

通常資本金1,000万円未満の場合設立当初2年間は納税義務が免除されますが、ご質問のように、設立1期目の場合、設立事業年度の末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば還付を受ける事が可能です(通常は決算開始日の前日)。但し2年間継続した後でなければ課税事業者を止める事は出来ません。業種等による制限はありません。



Key Point Check

届出書を提出する事で、還付は可能です。多額の設備投資等の予定がある場合には、検討が必要です。

『会社を成功させよう』と頑張っている方に限定特典！！

福永会計事務所は会社設立＋税務顧問がセットになった『創業支援パック』をお申込頂いた方に、**会社設立手数料を0円**で御提供させて頂いております。詳しくは下記の内容を御覧下さい。

創業支援パック
542,000円

創業支援パック

－ 設立準備中、設立後に会計事務所を探す予定のある方へ －

サービス内容

6つのサービスが1つに！！

サービス1
会社設立

サービス3
経理代行

サービス5
決算業務

サービス2
設立届

サービス4
決算対策

サービス6
税務アドバイス

費用

他と比べてもお得な創業支援パック！！

	全て自分で 行った場合	別々に依頼 した場合	創業支援パック
設立費用	242,000円	202,000円	202,000円
手数料	0円	48,000円	0円
小 計	242,000円	250,000円	202,000円
税務顧問料	0円	340,000円	340,000円
合 計	242,000円	590,000円	542,000円

最大の特徴

- ・ 自分で行った場合より設立費用が**40,000円もお得**！！
- ・ 別々に依頼した場合より**48,000円もお得**！！

- 税務顧問料340,000円の詳細に関して
- 毎月顧問料20,000円×12ヶ月＝240,000円 決算料(年1回) 100,000円
- 資金的にこの金額ではという方は、諦めずに一度ご相談下さい。
- 税務顧問料は1期目のみの金額です。2期目以降は契約更新時に相談させて頂きます。
- 事業規模等により、対応出来ない場合がございますので、ご了承下さい。

Key Point Check

お申込は問合せ用紙を御確認下さい。

設立後編

Q1 会社設立後、最初にする事は何ですか？

A

会社設立が完了して、まず初めに各官庁への届出を行う必要があります。提出が必要なものは① 税務関連 ② 社会保険関連 ③ 雇用保険関連 の3つがあります。提出書類によっては会社設立日から5日以内となっているものもありますので、提出期限には十分ご注意ください。

① 税 務 関 係

(1) 法人設立届	税務署 都道府県税務事務所 市町村役場	★	会社設立の日から2ヶ月以内
(2) 青色申告の承認届出書	税務署	★	原則として設立から3ヶ月以内
(3) 給与支払事務所等の開設届出書	税務署		第1回の給与支払日まで
(4) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	税務署	★★★	特例を受けようとする前月末
(5) 棚卸資産の評価方法の届出書	税務署		1期目の決算の提出日まで
(6) 減価償却資産の償却方法の届出書	税務署	★★	1期目の決算の提出日まで

★★★…提出すれば、メリット大 ★…絶対、提出！！なし ……念の為に提出

* 基本的には全て提出される事をオススメします。

② 労 務 関 連

(1) 労働保険関係設立届	ハローワーク	雇用開始から10日以内 (大阪府)
(2) 雇用保険 資格取得		保険関係成立日から 50日以内

③ 社 会 保 険 関 連

(1) 新規適用届	社会保険事務所	雇用開始から5日以内
- 新規従業員を雇う際は会社設立後も下記の書類が必要です -		
(2) 被保険者資格取得届	社会保険事務所	雇用開始から5日以内
(3) 健康保険被扶養者届		雇用開始から5日以内

Q2 設立後から1年間の納税スケジュールで、代表的なものは何がありますか？

A

代表的なものは源泉所得税、法人税、社会保険関連、労務関連とあります。これらは会社設立日から下の納税スケジュールに従って、納付と申請を行っていきます。

納 税 ス ケ ジ ュ ー ル

①	法人税等の納付・申告	原則として決算日後2ヶ月以内
②	法人税等の中間申告	中間期末後2ヶ月以内
③	労働保険料の申請・支払	6月1日から7月10日
④	健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届	7月10日
⑤	健康保険・厚生年金保険料 支払い	毎月末日
⑥	預り源泉徴収の支払い	原則：給与支払日の翌月10日 特例納付の場合：7月10日（1月から6月分）、 翌1月20日（7月から12月分）
⑦	従業員給与の年末調整	12月（最終の給与支払前まで）
⑧	源泉徴収表・支払調書の作成・ 提出等	1月末日
⑨	償却資産税申告書の提出	1月末日

* 上記書類の中には提出する期限が決まっているものもありますので、提出期限にお気をつけ下さい。

Q3 会社設立後、顧問税理士は必要ですか？(1)

税理士が必要な理由

実際、会社を運営されている方の86.8%(国税庁より)の方が税理士を必要とされています。それはなぜなのでしょう？

その1

会社の数字を把握しているから、的確なアドバイスが可能！！

今後、事業を開始すれば経営者として、たくさんの課題が待ち受けております。例えば、経営拡大チャンス、追加融資、経営状態の悪化など様々な問題があります。

そんな時に必要になるのが税理士。税理士は常日頃から御社のお金の流れを理解しているので、いざとなった時に適切なアドバイスをしてくれます。このようなお金の流れから、経営相談まで全てを従業員の方やご親族に相談できるのでしょうか？

その2

決算対策を行うのとは行わないのでは、税額が変わる

『決算の時にだけ頼めばいいですよね』『毎月顧問料を払うのはもったいない！！』と思われる方を時々拝見いたします。理由の多くが創業時で、資金的に厳しいからという方がほとんどです。もちろん、創業資金をたくさん投資しているのはよくわかります。

しかし、会社である以上決算をやらない訳にはいきません。そこで、直前に決算を組むのと、決算対策(3ヶ月以上前から)をして取り組むのでは税額に差が出てきます。

決算対策の為に依頼するのは、資金的に厳しいと言われる方は、相談だけでもいかがでしょうか？創業時に多くの投資を要する事は十分理解していますので、会社にあった金額提示をしてくれます。

その3

24時間を効率よく生かせます

会計事務所のサービスの中に、経理代行というサービスがあります。このサービスを利用すると、会計ソフトへの入力する時間の節約や勘定科目で悩む必要がなくなります。

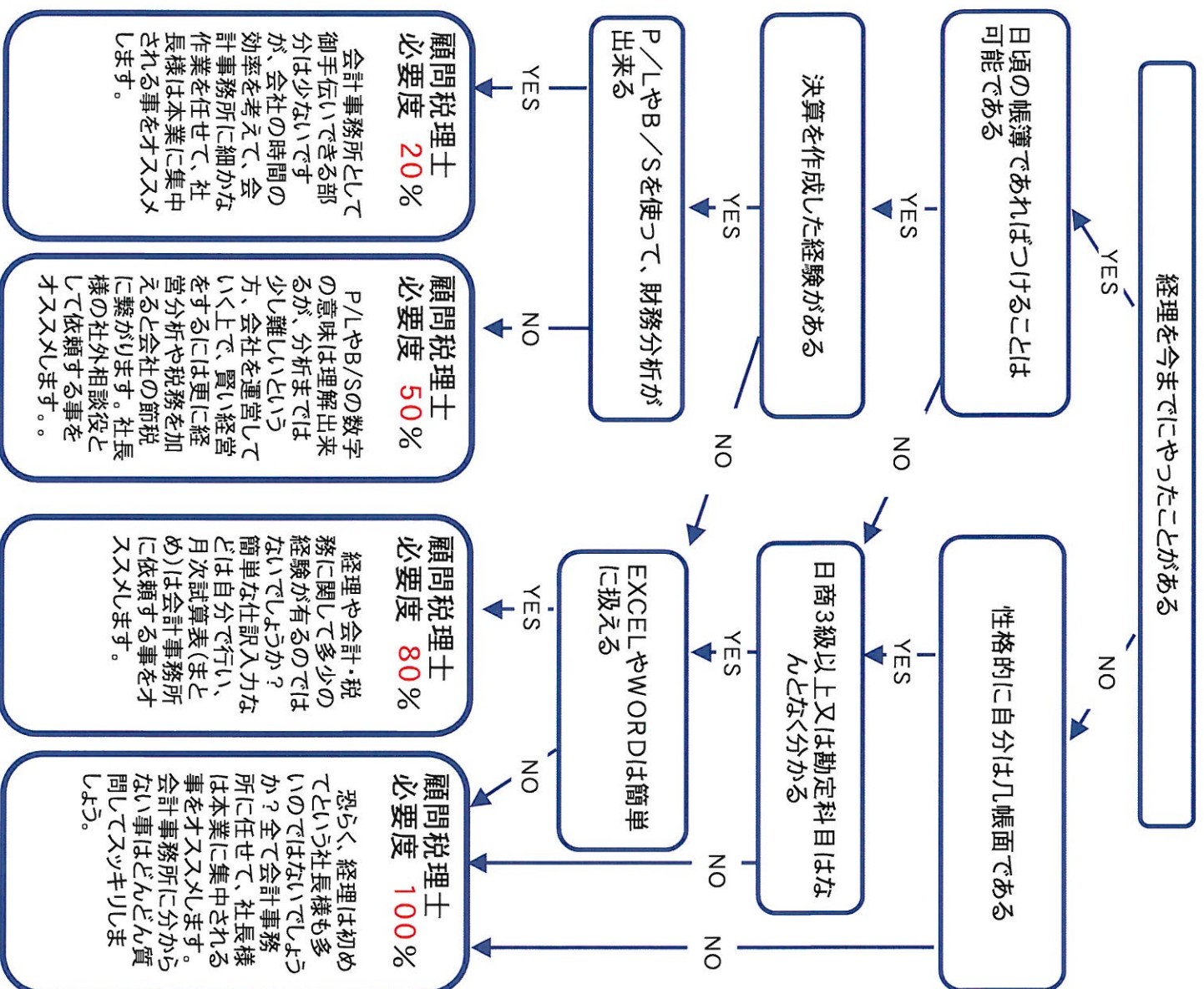
しかし、残念ながらほとんどの方は勘定科目がわからないという事で、時間を大幅に使われたり、数字の整合性で不安に感じられたりしています。

悩んだり、不安を感じたりする事は、会社の本来の業務でしょうか？本来の業務はサービスや商品をお客様に提供し、お客様の為に時間を費やす事ではないのでしょうか？専門分野はプロに任せ、時間を有効活用してください。

Q4 会社設立後、顧問税理士は必要ですか？(2)

税理士に頼んでいいのかわ迷われている方も多くおられるのでは？そんな方には【税理士必要度チェック】をお試し下さい。

【あなたの税理士必要度YES & NOチェック】



付 属

お問合せフォーム

こちらのお問合せフォームでは、**もっと質問をしたい方**、**創業支援パックの申込をしたい方**又は**説明を聞きたい方** 下記の手順に従って、お申込下さい。

申込方法: ① FAXの場合

必要事項を記入して頂き、下記の番号までお送り下さい。

【FAX番号: 06-6390-2031】

② E-Mailの場合

お名前、住所、業種、電話番号、FAX番号、質問内容、面談希望の場合は第1、第2希望日時をご記入して頂き、下記のアドレスにお送り下さい。

【ouen-qa@fukunaga-office.com】

御返答に関しては、こちらの方から御電話させて頂きますので、御電話番号の記入おれがないようにお気をつけ下さい。万が一、御返答が5日営業日以内に無い場合、FAX、E-mailが届いていない可能性がありますので、お手数をお掛けしますが、再度お申込みの手続きをよろしくお願い致します。

必要事項 記入欄

(そのまま切取らずにお送り下さい)

■ お名前(フリガナ) _____

■ 住所 _____

■ 電話番号 _____

■ FAX番号 _____

■ 業種 _____

■ 問合せ内容

--

■ 面談希望日 第1希望 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

第2希望 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

福永会計事務所

大阪市淀川区塚本2丁目15番11号 今西ビル3F

TEL: 06-6390-2031 FAX: 06-6390-2069 URL: 検索【淀川区 福永会計事務所】